## 岡崎市監査委員公告第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から 措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定に よりその内容を公表する。

令和5年10月31日

 岡崎市監査委員
 髙
 塩
 長

 同
 長谷川
 龍
 伸

 同
 中
 根
 武
 彦

 同
 井
 町
 圭
 孝

## 措置の通知書 (経済振興部 商工労政課)

令和4年10月31日から

## 監査期間

岡崎市監査委員公告第10号関係分

令和5年4月28日まで

## 監査結果

地域労働団体公益的事業費補 助金及び認定職業訓練事業費補 助金の交付事務について、算出し た補助金の額に交付要綱で規定 された端数処理を行わずに交付 していたため、適正な処理をされ たい。 措置状況

令和4年度決算より、交付要綱の規定どおり 端数処理を行い交付するように改めた。

地域労働団体公益的事業費補 助金の実績報告について、証拠書 類で使途の確認を行っていなか ったため、証拠書類を徴取しその 使途が補助対象経費に該当する か適切な判断をされたい。

令和4年度決算より、資金使途確認のため証 拠書類を徴取するように改めた。